

令和4年3月14日
四国地方整備局

建設業者に対する監督処分について

国土交通省四国地方整備局長は、下記のとおり建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商 号	代 表 者	所 在 地	許可番号
株式会社黒石ネット	黒石 侑希	愛媛県 松山市	国土交通大臣許可 (般-01)第23312号

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1)期 間

令和4年3月30日から令和4年7月27日までの120日間

(2)停止を命ずる営業の範囲

全国におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

(注1)「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

(注2)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

株式会社黒石ネットの社員(当時取締役)は、愛媛県北宇和郡鬼北町が平成31年2月から4月にかけて執行した災害復旧工事5件の競争入札に際し、面識のあった土木会社役員を介し、同町職員から秘密事項である設計金額等の情報提供を受け、同社が落札した。

これにより同社社員は、刑法第60条及び第96条の6第1項に該当し、令和3年11月10日に懲役1年6ヶ月(執行猶予3年)の判決を受け、同年11月25日に刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 課長

下村 健 (内線6121)

◎課長補佐 池本 毅 (内線6144)

電話 (087) 811-8314

◎主たる問い合わせ先